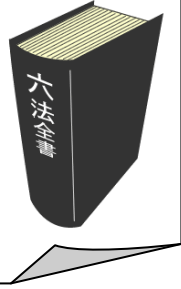


# ひとりで悩まず、弁護士へ相談 無料法律相談



金銭の貸借、離婚、相続などのトラブルをひとりで悩んでいませんか？そんな市民の皆さまの不安や悩みについて、市では、弁護士による無料の法律相談を実施しています。

秘密は厳守されますので、安心してご利用ください。

## 相談内容

借金・金銭トラブル・結婚・離婚・相続・年金・家庭問題  
事故・不動産・医療など法律相談全般



## 利用者

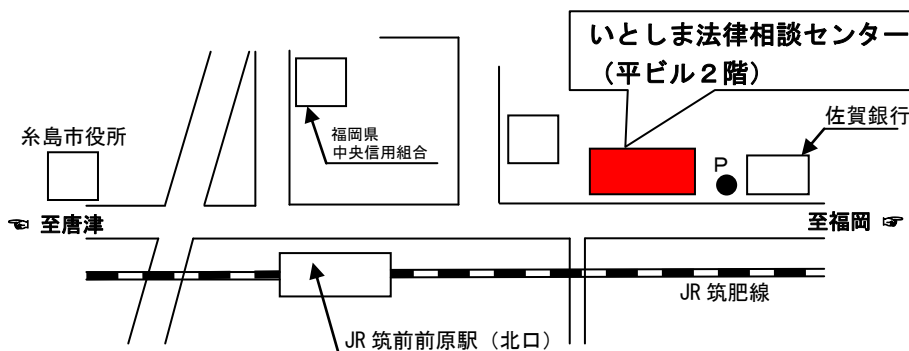
糸島市に住民登録がある人（法人、団体は除きます）

## 相談場所及び利用時間

■ 福岡県弁護士会 「いとしま法律相談センター」 ※駐車場はありません。

住所：糸島市前原中央 2-6-18 平ビル 2 階（佐賀銀行横）TEL：092-321-4400

|        |       |               |
|--------|-------|---------------|
| 相談日時   | 月・土曜日 | 午後 1 時～午後 4 時 |
| 祝日等を除く | 木曜日   | 午後 4 時～午後 7 時 |



## 相談時間

1 回の相談時間は 30 分です。

## 利用料金

無料です。但し、お一人年 1 回に限ります。それ以後の相談は有料（相談料 30 分 5,400 円）となります。

裏面があります

## 利用方法

無料法律相談を利用される人は、糸島市発行の紹介状が必要となりますので、生活環境課で紹介状の交付を受けてください。

また、紹介状の交付に限り(毎月 15 名程度)がありますので、あらかじめ生活環境課で交付状況を確認してください。なお、利用される場合には予約が必要です。いとしま法律相談センターまでお電話ください。

|  |       |           |
|--|-------|-----------|
| いとしま法律相談センター<br>予約受付時間<br>092-321-4400 | 月～金曜日 | 午前9時～午後7時 |
|  | 土曜日   | 午前9時～午後4時 |
|  | 日・祝日  | 午前9時～午後1時 |

※不明な点がございましたら生活環境課環境・エネルギー係までお問い合わせください。

電話：生活環境課直通 092-332-2068

## 注意事項

1. 相談当日は、必ず糸島市発行の紹介状を持参してください。紹介状がないと有料となります。
2. 一人でも多くの人に利用していただくため、同一世帯の人が、同じ案件で無料法律相談を利用することはできません。

## 相談にあたってのポイント

### ◆相談内容のメモを用意しておきましょう

相談時間は 30 分と限りがあります。弁護士に要点を伝えたり、尋ねたい事項を忘れたりしないよう、あらかじめ相談内容を整理したメモを用意しておくことが大切です。



### ◆証拠書類を揃えておきましょう

第三者である弁護士に説明するには、言葉だけでなく、写真や図面等を用いると話がスムーズに進むことがあります。

また、相手方との交渉で、あなたの主張を証明・裏付ける大切なものとなるだけでなく、弁護士の判断材料となりますので、証拠書類（コピーでも可）を持参しましょう。

### ◆自分に不利なことも話しましょう

自分に不利となる内容を話さないでいることは、その時の法律の判断が正しいものでなくなることがあります。

それでは問題を解決することにつながりません。

弁護士を信頼して話をしてみましょ。弁護士はそのことを前提のうえで、あなたと一緒によりよい解決方法を探します。

